令和２年度

定期総会議案書

◆　令和2年度定期総会　／　書面会議　令和２年８月

全国公立高等学校事務職員協会

ﾎｰﾑﾍﾟｰｼﾞ　https://zenjikyo.jimdo.com/

令和２年度　定期総会

令和２年度定期総会次第　・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・　2
第１号議案　　２０１９年度事業報告について・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・　3
別紙２　第７２回全国公立高等学校事務職員研究大会（兵庫大会）　研究発表者一覧表・・・・　8
別紙３　２０１９年度全国公立高等学校事務職員協会　主な活動状況・・・・・・・・・・・・　9
第２号議案　　２０１９年度決算報告並びに監査報告について・・・・・・・・・・・・・・・・１０
第３号議案　　役員改選（案）について　・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・１１
第４号議案　　令和２年度事業計画（案）について・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・１２
別紙４　令和２年度全国公立高等学校事務職員協会　主な活動状況・予定・・・・・・・・・・１４
第５号議案　　令和２年度予算（案）について・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・１５
別紙５　令和２年度全国理事会理事数・総会代議員数一覧表・・・・・・・・・・・・・・・・１６

資　料

資料１　全国公立高等学校事務職員研究大会分科会テーマ及び開催支部・・・・・・・・・・・・１７
資料２　全国公立高等学校事務職員協会関係規程
(1)　全国公立高等学校事務職員協会会則・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・１８
(2)　細則・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・２２
(3)　全国公立高等学校事務職員協会議事規則・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・２３
(4)　全国公立高等学校事務職員功労者表彰に関する内規・・・・・・・・・・・・・・・・２５
(5)　功労者表彰に関する全国理事会の申し合わせ事項・・・・・・・・・・・・・・・・・２６
(6)　全国公立高等学校事務職員協会ホームページ管理規定・・・・・・・・・・・・・・・２７
(7)　全国公立高等学校事務職員協会研修要綱　・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・２８

令和２年度　定期総会次第

１　議事

第１号議案　２０１９年度事業報告について
第２号議案　２０１９年度決算報告並びに監査報告について
第３号議案　役員改選(案)について
第４号議案　令和２年度事業計画(案)について
第５号議案　令和２年度予算(案)について

令和２年度定期総会　議案　第１号から第５号を提出する。

令和２年８月　全国公立高等学校事務職員協会　会長　菊地　　隆

第１号議案　　　２０１９年度事業報告について

（提案理由）全国公立高等学校事務職員協会　会則第１４条４項により、本案を提出する。

全国協会では、学校事務職員を取り巻く情勢を確実に捉えるとともに、総会及びホームページ等に寄せられた会員の皆様の声を活動に反映すべく、第７２回定期総会で承認いただいた事業計画を着実に実行することに努めました。また、「教育の改革と発展をめざして」を統一テーマに、本会の目的である会員相互の緊密な連携と、学校経営事務管理の研究並びに会員の資質向上を図り、学校教育の進展に寄与するため、様々な活動を展開しました。

以下、２０１９年度の事業活動について報告いたします。

１　研究活動の推進

統一テーマ「教育の改革と発展をめざして」－学校経営事務の充実－を研究活動の基本に捉えております。全国研究大会では３分科会にそれぞれのテーマを掲げ、学校事務の改善に向けた研究を推進してきました。

また、全国協会初めての試みとして、次世代の人材育成と経験や経験の継承を主題として特別分科会を開催しました。グループ討議が行われ「見て、聴いて、話して学ぶ」分科会となりました。

第１分科会「学校組織マネジメント」～学校経営への参画～

第２分科会「業務の改善と効率化」～実践と提案～

第３分科会「今日的課題への提言」～多様な視点からの学校づくりを考える～

特別分科会　これからの学校事務職員に期待されるもの

～いま、私たち（若手職員）が引き継ぐべきもの～

＊　統一テーマは第４７回千葉大会（H6.7.26～7.29）で改正

分科会テーマは第６５回茨城大会（H24.7.25～7.27）で改正

２　研究大会の開催及び研究会の助成・協力

(1) 全国研究大会の開催

令和元年７月２４日～２６日にかけて、兵庫県姫路市において第７２回全国研究大会を開催いたしました。全国から９１７名の会員が参加しております。

大会第１日目は、午後からの開会式で始まり、続いて行われた表彰式では出席された永年勤続功労者２５名、役員功労者５名の方々に感謝状と記念品を、優秀研究４件の発表者の方々に表彰状と記念品を贈りました。（表彰者総数は永年勤続１７１名、役員功労１０名、優秀研究４件）

文部科学省講話は、「教育改革の動向について」と題して、文部科学省初等中等教育局主任視学官長尾　篤志　氏から、学校における働き方改革の推進について、新学習指導要領、平成３０年３月３１日に改訂された高等学校における学習指導要領の方向性及び今後のスケジュールや情報活用能力の育成・ＩＣＴ教育、遠隔教育の推進などについてお話しいただきました。

全体会は、「姫路城の個性を探る　名城の条件とは！」と題して兵庫県立歴史博物館　館長補佐・学芸員　堀田　浩之　氏による記念講演が行われました。「姫路城の『日々好日』」「姫路城の奇跡～名城を守った不思議な力～」「姫路城の危機管理　～名城であることの維持と意地」について、姫路城がどのように歴史資産として守られ、名城と言われるようになってきたか、お話しいただきました。創建当時、あるいは大規模修理の際に施された維持管理の工夫は、現代において施設管理を行う私たちにも大変有意義なものでした。

全体会の後、総会を開催し、代議員１５２名により平成３０年度事業報告・決算報告・同監査報告及び２０１９年度事業計画案・同予算案が審議され、承認いただきました。また役員改選案についても承認いただき、秋田会長が退任し、新たに菊地会長が選任されました。

第２日目は、３つの会場で分科会を開催いたしました。第１及び第３分科会では、午前の部が３本の研究発表、午後の部は基調講演とシンポジウムが行われ、会場参加者も意思表示ができる討議を行いました。第２分科会では、午前に２本の研究発表を行い、その後午後にかけて「働き方改革あきらめる前に始めてみよう～多忙はどこから？業務改善とどう向き合う？」と題し、グループ討議を行いました。事例や課題等を共有し、参加者それぞれから積極的な発言がみられました。

８件の研究発表者には、各分科会の会場で表彰状が授与されました。また、Web による参加者アンケートを実施しました。

（別紙２「第７２回研究発表者一覧表」参照）

今大会は、若手職員対象の特別分科会を兵庫大会本大会に先駆けて、令和元年７月２４日から７月２５日の２日間で開催しました。全国から推薦された８０名と兵庫県実行委員会２０名の若手職員が参加して行われ、「これからの学校事務職員に期待されるもの」をメインテーマに「いま、私たち（若手職員）が引き継ぐべきもの」をサブテーマに「見て、聴いて、話して学ぶ」分科会となりました。

各分科会の基調講演、シンポジウム、グループ討議のテーマは、以下のとおりです。

・第１分科会　　ウインク武道館（兵庫県立武道館）　第１道場
　基 調 講 演　「学校事務職員の『つかさどる』とは！」
　　～自ら考え、自ら行動し、自ら成果を創り出すために～
　シンポジウム　「新たなステージに立つ『チーム学校』をめざして」
　　～つかさどる学校事務職員のキャリアデザイン～
・第２分科会　　ウインク武道館（兵庫県立武道館）　第２道場Ｃ
　グループ討議　「働き方改革　あきらめる前に始めてみよう」
　　～多忙はどこから？業務改善とどう向き合う？～
　　学校における働き方改革を事務職員の立場から捉え方を講義から学び、
　　グループ討議をとおして業務改善の課題を探求
・第３分科会　　ウインク武道館（兵庫県立武道館）　第２道場Ａ
　基 調 講 演　「学校事務職員の災害対応力の向上をめざして」
　　～学校現場における災害リスクマネジメントを考える～
　シンポジウム　「教訓から学ぶ自然災害への対応」
　　～その時、学校・事務職員は災害にどう対応したか～

・特別分科会

１日目　ホテル日航姫路　光琳

基 調 講 演①「経験の仕方を考える」

～今日は、Team　Fushimi のメンバーになってもらいます～

基 調 講 演②「事務職員のやりがいを考える」

～北海道札幌伏見支援学校開校物語～

シンポジウム　「いま、私たち（若手職員）が引き継ぐべきもの」

～見て、聴いて、話して学ぶ　問題・課題への取り組み方～

２日目　ウインク武道館（兵庫県立武道館）　第２道場Ｃ

グループ討議「学校事務職員としての仕事の流儀」

～事務職員から事務職人となるために～

「ワールドカフェ方式」を取り入れ、前日の基調講演とシンポジウムで提起されたテーマについて、課題探求と相互理解を図る

分科会の様子については、大会終了後速やかに全国協会ホームページに掲載し、大会に参加された方はもとより、参加できなかった会員の皆様にも伝えることができたのではないかと思っております。

最後に、閉会式が行われました。兵庫県実行委員会のご尽力と兵庫県及び近畿支部各県の事務職員の皆様のご協力により大変有意義な実りある大会となりました。暑い夏の日々を今大会のために、精一杯の準備・運営にあたられた実行委員会の皆様に深く感謝を申し上げます。

(2) 事務職員研修会の開催

令和元年１１月２２日（金）東京都渋谷区・国立オリンピック記念青少年総合センターにおいて、事務職員研修会を開催いたしました。

「イマドキ世代の後輩育成」～働きやすい事務室の構築～と題して、(株)　アムニカ人材研究所代表　柿沼　良太　氏を招き、午前中は講演、午後はグループワークの日程で行われました。

世代間ギャップを大きく感じる後輩事務職員との接し方や指導方法の改善を図ると共に学校事務職員に求められている学校全体を見渡せる視野の拡大やコミュニケーション能力の向上を目的とした良好な対人関係を構築できる次世代リーダーの育成についてご指導いただきました。

全国から参加した７０名からは、「良い題材、内容である。」、「わかりやすく楽しい講義でした。」、「他県の方と意見交換ができて有意義でした。」など、多くの肯定的な評価をいただきました。

(3) 各支部への助成・協力

各支部研究大会は、私たち会員が所属する各都道府県市協会の活動の源となるものです。本協会は、これらの支部活動への助成とともに、支部大会へ役員を派遣してその研究内容の充実を図るための支援をしてまいりました。その活動状況は、以下のとおりです。

①	北海道支部	（札幌市）	令和　元年　８月　８日（木）～　８月　９日（金）
②	東北支部	（青森県）	令和　元年　６月　６日（木）～　６月　７日（金）
③	関東支部	（茨城県）	令和　元年　６月１４日（金）
④	東海支部	（三重県）	令和　元年　７月　５日（金）
⑤	北信越支部	（石川県）	令和　元年１０月２４日（木）～１０月２５日（金）
⑥	近畿支部	（奈良県）	令和　元年　６月１４日（金）
⑦	中国支部	（広島県）	令和　元年１０月１７日（木）～１０月１８日（金）
⑧	四国支部	（高知県）	令和　元年　６月２７日（木）～　６月２８日（金）
⑨	九州支部	（宮崎県）	令和　元年　６月１２日（水）～　６月１４日（金）

(4) 独立行政法人教職員支援機構主催令和元年度教職員等中央研修（第３回事務職員研修）への協力

本協会は、昭和２４年１１月、文部省主催第１回学校事務職員研究協議会、昭和５３年８月、第１回文部省主催「公立高等学校事務職員幹部研修会」から運営に協力してきたところです。

平成１６年度から一般研修講座（ワークショップ）・幹部研修講座に代わり、学校組織運営の一翼を担う事務職員として必要な、特色ある教育活動の推進、学校事務体制のマネジメント等に関する専門的な知識等を習得させ、各地域の中核となる事務職員の育成を目的とした研修講座のみになりました。平成２３年度からは、学校組織マネジメント指導者養成研修として開催されていましたが、平成２８年度からは教職員等中央研修として位置付けられ開催されています。

令和元年１０月７日（月）～１１日（金）までの５日間、茨城県つくば市の独立行政法人教職員支援機構において、各都道府県・指定都市から１１３名の方々が受講されました。

研修目的は学校の適切な運営、特色ある教育活動の推進のための高度で専門的な知識等を習得させ、各地域の中核として教育に取り組む管理職を育成するというものです。

本協会は、この研修会において指導・助言に協力いたしました。

３　調査・広報活動の充実

全国協会の情報を迅速に会員へ伝達することを目的とし、会報「協会ニュース」第２０３号、第２０４号、大会特集号及び増刊号を発行しました。全国大会及び第２回全国理事会、事務職員研修会の報告など全国の学校事務職員の大切な情報源となるよう構成しました。また、「学校事務」誌の協力を得て、研究大会・研修会・講演会等の詳細をタイムリーに掲載しました。

協会の現状を紹介するために、「全国協会要覧（全国調査集計結果と合本）」を１１月２２日に配布いたしました。「全国調査集計結果」は学校事務職員の動向を把握し協会活動の指針とするために、昭和５１年度からアンケートを実施しています。調査項目は、学校事務職員の人事交流・昇任退職・新規採用者数調査、高等学校・特別支援学校等公立学校数調査、行政職員数調査、諸手当調査及び事務の集約処理等調査とし、昨今の学校事務職員を取り巻く環境の変化について記録しております。

インターネットによる広報活動の充実については、全国協会ホームページにより協会活動の最新情報を提供できるよう努力しているところです。平成３１年４月～令和２年３月の１年間については訪問者数約１２，３４７人、ページ表示回数約３７，７４０回のアクセスをいただきました。これからも、より充実した情報提供を図るため、積極的な情報提供をお願いいたします。

4　組織の強化及び関係団体との協力

事務職員研修会の開催、支部研究大会への協力、広報活動の充実等により、各支部及び都道府県市協会と一層の連携を密にして組織の強化を図りました。全国公立小中学校事務職員研究会、全国公立学校事務長会、全国高等学校長協会と連携をとり、情報交換を行いました。

別紙２

第７２回　全国公立高等学校事務職員研究大会（兵庫大会）
研究発表者一覧表

分科会	研究発表テーマ	発表者		
		学校名	職名	氏名
第1分科会	統合庶務システム“やさしい”マニュアル～電子化による申請手続きシステム、未経験者・教員向けマニュアル～	青森県立八戸東高等学校 青森県立森田養護学校 青森県立八戸盲学校	主事 主事 主事	杉本　正博 高橋　雄大 吉田　　咲
第1分科会	産休・育休にまつわる仕事マニュアル～パターン別事務処理フロー研究から学校事務職員をとりまく社会事情考察まで～	愛知県立半田工業高等学校 愛知県立旭丘高等学校 愛知県立春日井東高等学校	事務長 主査 主任	山本　愛子 近藤 智恵子 山下　　宙
第1分科会	チーム事務室からチーム学校へ～主体的な広報活動へのはじめの一歩～	京都市立伏見工業高等学校 京都市立京都工学院高等学校 京都市立紫野高等学校 京都市立塔南高等学校 京都市立西京高等学校 京都市立日吉ヶ丘高等学校 京都市立堀川高等学校 京都市立銅駝美術工芸高等学校	事務長 学校運営主査 学校運営主査 学校運営主任 学校運営主任 学校運営主任 事務職員 事務職員	花原　康弘 桝本　厚也 藤谷　文子 岡村　俊哉 樋原　拓勇 清水　若菜 須藤　　環 飯田　裕子
第2分科会	ストレス時代を生き抜く方法～学校事務職員に適した対策を考える～	前　北海道弟子屈高等学校	主任主事	新谷　恵市
第2分科会	ワークライフバランス～意識を変える～	福岡県立直方特別支援学校 福岡県立鞍手竜徳高等学校	事務長 事務主査	佐々木志津子 野村　一生
第3分科会	時代の変化に合わせた不審者対策を提案します。～more safe, more secure～	群馬県立桐生特別支援学校 群馬県立太田フレックス高等学校 群馬県立大泉高等学校	主幹（総括） 主事 主事	毒嶋　　実 増田　彩夏 藤生　綾乃
第3分科会	水害について～平成27年9月関東･東北豪雨に学ぶ～	茨城県立古河第二高等学校	係長	井坂　博一
第3分科会	危機察知能力向上講座っ！～「起こるかも」を起こさないために～	愛媛県立三瓶高等学校 愛媛県立南宇和高等学校 愛媛県立川之石高等学校	専門員 事務係長 事務係長	清水 かおり 西村　浩則 清水　和則

※　発表者の学校名、職氏名は発表当時のものです。

別紙３

2019年度　全国公立高等学校事務職員協会　主な活動状況

月	日（曜日）	会　　議　　等	場　　所　　等
4	18日（木）	研究部会 第６回常任理事会	小山台会館（東京都品川区）
	18日（木）	第７２回全国大会文部科学省講話、巻頭言依頼	文部科学省（東京都千代田区）
5	7日（火）	総務部　功労者表彰推薦締切、審査開始	群馬県立伊勢崎特別支援学校
	10日（金）	第１４１回「学校事務」誌編集会議	学事出版（東京都千代田区）
	24日（金）	総務部会　功労者推薦審査終了 総務部　功労者表彰内定確認 研究部会 第７回常任理事会	小山台会館（東京都品川区）
	31日（金）	総務部　功労者表彰内定者名簿発送	群馬県立伊勢崎特別支援学校
6	6日（木）～ 7日（金）	東北支部大会　役員派遣	ウェディングプラザ　アラスカ（青森県青森市）
	12日（水）～ 14日（金）	九州支部大会	宮崎市民プラザ（宮崎県宮崎市）
	14日（金）	関東支部大会	ホテルレイクビュー水戸（茨城県水戸市）
	14日（金）	近畿支部大会	奈良文化会館（奈良県奈良市）
	21日（金）	研究部会 第８回常任理事会	小山台会館（東京都品川区）
	27日（月）～ 28日（金）	四国支部大会　役員派遣	高知会館（高知県）
7	5日（金）	東海支部大会　役員派遣	三重県教育文化会館（三重県津市）
	10日（水）	協会ニュース「大会特集号」発行　ＨＰ配信	協会発行（広報部）
	12日（金）	研究部会 第９回常任理事会	小山台会館（東京都品川区）
	24日（水）	総務部　功労者表彰状発送	埼玉県立羽生実業高等学校
	24日（水）	第１回常任理事会(全体会）、第１回全国理事会	ホテル日航姫路（兵庫県姫路市）
	24日（水）～ 25日（木）	第７２回全国大会（兵庫大会）特別分科会	ホテル日航姫路･ウインク武道館（兵庫県姫路市）
	25日（木）～ 26日（金）	第７２回全国大会（兵庫大会）	ウインク武道館（兵庫県姫路市）
8	1日（木）～ 2日（金）	全国公立学校事務長会研究協議会並びに総会	国立オリンピック記念青少年総合センター
	2日（金）	協会ニュース「大会速報」発行　ＨＰ配信	協会発行（広報部）
	8日（木）～ 9日（金）	北海道支部大会　役員派遣	ホテルライフォート札幌(北海道札幌市）
	27日（火）	研究部会 第１０回常任理事会	小山台会館（東京都品川区）
	27日（金）	第２回全国理事会文部科学省　講話依頼	文部科学省（東京都千代田区）
	30日（金）	第１４２回「学校事務」誌編集会議	学事出版（東京都千代田区）
9	27日（金）	研究部会 第１回常任理事会	小山台会館（東京都品川区）
10	7日（月）～ 11日（金）	２０１９年度教職員等中央研修第３回事務職員研修	教職員支援機構（茨城県つくば市）
	17日（木）～ 18日（金）	中国支部大会	福山商工会議所（広島県福山市）
	18日（金）	研究部会 第２回常任理事会	小山台会館（東京都品川区）
	24日（木）～ 25日（金）	北信越支部大会	文教会館（石川県金沢市）
11	1日（金）	協会ニュース「第２０３号」発行　ＨＰ配信	協会発行（広報部）
	1日（金）	関東支部研究協議会	エテルナ高崎（群馬県高崎市）
	7日（木）	第１４３回「学校事務」誌編集会議	学事出版（東京都千代田区）
	8日（金）	研究部会 第３回常任理事会	小山台会館（東京都品川区）
	21日（木）	２０１９年度全国協会要覧発行　ＨＰ配信	協会発行（広報部）
	21日（木）	第１回全国大会（愛知大会）合同打合会	国立オリンピック記念青少年総合センター
	22日（金）	第２回常任理事会（全体会）、第２回全国理事会	国立オリンピック記念青少年総合センター
		事務職員研修会	
12	13日（金）	研究部会 第４回常任理事会	小山台会館（東京都品川区）
	19日（木）	第７３回全国大会文部科学省 後援申請依頼	文部科学省へ電子申請
1	1日（月）	協会ニュース「第２０４号」発行　ＨＰ配信	協会発行（広報部）
	17日（金）	研究部会 第５回常任理事会	小山台会館（東京都品川区）
	23日（木）	第１４４回「学校事務」誌編集会議	学事出版（東京都千代田区）
	23日（木）	第１７回学事出版教育文化賞表彰式、新年会	東京ガーデンパレス（東京都文京区）
2	24日（月）～ 25日（火）	第２回全国大会（愛知大会）合同打合会	（愛知県名古屋市）
3	1日（日）	協会ニュース増刊号（３月号）発行　ＨＰ配信	協会発行（広報部）
	上　旬	第７３回全国大会通知配信　ＨＰ配信＜中止＞	協会配信（広報部）

第２号議案　　2019年度決算報告並びに監査報告について

（提案理由）　全国公立高等学校事務職員協会　会則第14条第4項により本案を提出する

2019年度決算報告

一般会計

Ⅰ　収入の部

（単位：円）

科　目	予算額	決算額	比較増減	摘　要
1 会費	9,362,500	9,371,500	9,000	高校･中等 2498校×＠3,000 特別支援･定 751校×＠2,500
2 助成金	250,000	250,000	0	日本教育公務員弘済会助成金
3 雑収入	9	21	12	預金利子
4 繰越金	138,488	138,488	0	平成30年度より繰越
5 借入金	1,200,000	1,200,000	0	財政基金積立金から借入（4～9月運営資金）
6 繰入金	900,000	0	△ 900,000	財政基金積立金から繰入
合　計	11,850,997	10,960,009	△ 890,988	

Ⅱ　支出の部

（単位：円）

科　目	予算額	決算額	比較増減	摘　要
1 運営費	2,850,000	2,477,571	372,429	
1 事務費	5,000	2,514	2,486	事務手数料
2 消耗品費	60,000	80,527	△ 20,527	事務用消耗品等
3 印刷費	135,000	132,000	3,000	協会要覧
4 本部旅費	2,430,000	2,001,864	428,136	常任理事会・全国大会
5 会議費	210,000	260,666	△ 50,666	総会費・理事会費･常任理事会会場費・会議用消耗品、会議用用パソコン
6 渉外費	10,000	0	10,000	
2 事業費	7,795,000	4,604,043	3,190,957	
1 広報費	60,000	48,096	11,904	ホームページ維持費・テープおこし代
2 通信連絡費	85,000	61,822	23,178	表彰状・協会要覧・資料等送料他
3 研究大会費	4,000,000	913,853	3,086,147	全国大会（愛知大会）補助
4 研究協議会費	110,000	110,000	0	事務職員研修会講師料
5 連絡旅費	830,000	780,337	49,663	支部大会理事派遣・全国大会開催県打合せ
6 支部助成費	2,250,000	2,250,000	0	支部助成金@250,000×9支部
7 研究助成費	250,000	230,000	20,000	全国大会研究発表者等助成金
8 表彰費	210,000	209,935	65	永年勤続・研究発表者表彰状、ホルダー代
3 周年行事積立金	0	0	0	
4 償還金	1,200,000	1,200,000	0	財政基金積立金へ償還
5 予備費	5,997	0	5,997	
合　計	11,850,997	8,281,614	3,569,383	

Ⅲ　差引残額

（単位：円）

収入決算額	支出決算額	差引残額
10,960,009	8,281,614	2,678,395

特別会計（財政基金積立金）

（単位：円）

科　目	前年度末積立金	預金利息	一般会計繰入金	大会補助金	貸付金	償還金	積立合計額
財政基金積立金	10,023,885	66	0	△ 800,000	△ 1,200,000	1,200,000	9,223,951

上記のとおり報告します。

令和２年７月３０日　　　　会長　　菊地　隆　印

（監査報告）

上記の決算について、証拠書類、預金通帳、現金出納簿を精査したところ、適正かつ正確であることを認めます。

令和２年７月２９日　　　　監事　　藤井　訓実　印

監事　　酒井　美恵　印

第３号議案　役員改選（案）について

（提案理由）全国公立高等学校事務職員協会　会則第１０条第１項及び第１４条第４項により、本案を提出する。

会　長	菊　地　　　　隆
副会長（総務・会計担当）	櫻　井　　修　史
副会長（研究・広報担当）	齋　藤　　春　美
副会長（第７３回開催県）	日比野　　佳　弘
副会長（北海道支部長）	田　島　　敏　明
副会長（東北支部長）	志　渡　　昭　人
副会長（関東支部長）	大　野　　修　平
副会長（東海支部長）	夏　目　　幹知子
副会長（北信越支部長）	喜　多　　隆　雄
副会長（近畿支部長）	額　田　　智香子
副会長（中国支部長）	竹　林　　伸　浩
副会長（四国支部長）	石　川　　みどり
副会長（九州支部長）	島　　　　志　信
監　事（第７２回開催県）	藤　井　　訓　実
監　事（第７３回開催県）	酒　井　　美　恵

第４号議案　令和２年度事業計画（案）について

（提案理由）全国公立高等学校事務職員協会　会則第１４条第４項により、本案を提出する。

学校教育を取り巻く環境は大きく変化しており、学校経営の一翼を担う立場として、私たち学校事務職員の役割はますます重要となっています。多様な教育活動の推進を踏まえ、学校経営に積極的に参画し、本会の目的である学校教育効果の進展に寄与するために、次の事業を進めてまいります。

１　研究活動の推進

（１）研究テーマの設定

社会の急激な変化と学校教育の多様化に対応できるように次のように基本テーマを定め、研究の推進に努めます。

統一テーマ「教育の改革と発展をめざして」～学校経営事務の充実～

分科会は、第６５回茨城大会より分科会を再編して次のとおりになりましたが、全国研究大会が１年延期になりましたことに伴い、より充実した分科会を計画してまいります。

分科会別テーマ

第１分科会「学校組織マネジメント」～学校経営への参画～

①　情報セキュリティ等に関すること
②　事務の共同化と学校経営等に関すること
③　危機管理等に関すること
④　その他、長期的視野に基づく調査・研究に関すること

第２分科会「業務の改善と効率化」～実践と提案～

①　情報処理能力の向上に関すること
②　職場における創意工夫等に関すること
③　教育環境整備と予算等に関すること
④　その他、実践的事務処理の調査・研究に関すること

第３分科会「今日的課題への提言」～多様な視点からの学校づくりを考える～

①　自由な主張と創造的な提言等に関すること
②　仕事と健康等に関すること
③　問題発見・解決能力の育成等に関すること
④　特別支援教育の課題等に関すること
⑤　その他、第１・第２分科会以外の調査・研究に関すること

２　研究大会の開催及び各研究会助成・協力

（１）令和３年度全国研究大会開催に向けて

令和２年７月３０日～３１日の２日間、愛知県名古屋市において開催予定でありました第７３回全国研究大会は、新型コロナウィルスによる感染拡大の防止等を考慮し、参加者及び関係者の皆さまの健康や安全面などを最優先として１年延期としました。

延期に伴い、令和３年度開催に向けて準備を進めることとなりますが、現段階では、新型コロナウィルスの状況がどのようになっているか予測不能ですが、現状で考えられる対策や開催方法を模索していきます。そのため、会場の変更や運営方法など考慮すべきことを、実行委員会と相談、協力しながら検討を進めていきます。

（２）事務職員研修会の開催

第２回全国理事会に併せて、事務職員を対象とした研修会を開催します。職場のコミュニケーションを対象とした人材育成をメインテーマとして、そのテーマの中で時宜を得た研修内容の検討・決定を行い、令和２年１１月２０日（金）国立オリンピック記念青少年総合センターを会場に開催します。研修への期待感も大きいことから、この研修の重要性を認識して運営にあたります。

（３）各支部への助成・協力

各支部への助成を行い、各支部研究大会の研究成果の充実と向上のために協力します。

（４）独立行政法人教職員支援機構主催（共催：文部科学省）「教職員等中央研修（事務職員研修）」への協力

学校経営、教育実践において各地域の中核としての活躍が期待される事務職員を対象に、令和２年１０月２６日（月）から３０日（金）までの５日間、茨城県つくば市の独立行政法人教職員支援機構において開催予定であり、教職員支援機構からの依頼により研修運営について協力します。

３　調査・広報活動の充実

ホームページ並びに協会ニュースを活用して、広報活動の充実を図ります。

（１）調査について

今年度も「全国調査」を行い、各都道府県市協会にとって参考になる関心度の高い項目を取り上げていきます。

①　事務職員の人事に関する諸調査

②　事務改善に関する諸調査

③　その他

（２）広報について

ホームページについては、内容の充実と情報の即時性を目指して、以下のような情報発信をしていきます。

①　協会本部の活動状況

②　協会ニュース

４　組織の強化及び関係諸団体との協力

事務職員研修会の開催、支部研究大会への協力、広報活動の充実等により、各支部及び都道府県市協会と一層の連携を密にして組織の強化を図っていきます。

全国公立小中学校事務職員研究会、全国公立学校事務長会、全国高等学校長協会その他の関係団体と情報交換等の連携を深めます。

本協会としては、教育環境や教育条件の変革の時代への対応を考えながら、教育の改革と発展のために、新たな学校教育の条件整備に努力していきます。

別紙４

令和２年度　全国公立高等学校事務職員協会　主な活動状況・予定

月	日（曜日）	会　議　等	場　所　等
4	28日（火）	研究部会＜中止＞	
		第６回常任理事会	（メールによる協議）
	28日（火）	第７３回全国大会文部科学省講話、巻頭言依頼＜中止＞	文部科学省（東京都千代田区）
5	8日（金）	第１４５回「学校事務」誌編集会議	（メールによる会議）
	22日（金）	研究部会＜中止＞	
		第７回常任理事会	（メールによる協議）
6	1日（月）	総務部　功労者表彰推薦締切、審査開始	群馬県立前橋東高等学校
		総務部会　功労者推薦審査終了	
		総務部　功労者表彰内定確認	
	4日（木）～　5日（金）	東北支部大会＜中止＞	秋田キャッスルホテル（秋田県秋田市）
	12日（金）	関東支部大会＜中止＞　役員派遣＜中止＞	ホテルポートプラザちば（千葉県千葉市）
	17日（水）～　20日（木）	九州支部大会＜中止＞　役員派遣＜中止＞	アクロス福岡（福岡県福岡市）
	19日（金）	研究部会	館林市文化会館(群馬県館林市）
		第８回常任理事会	
	22日（月）	総務部　功労者表彰内定者名簿発送	
	25日（木）～　26日（金）	四国支部大会＜１年延期＞	にぎたつ会館（愛媛県松山市）
7	上　旬	第１回常任理事会（全体会）	（書面による開催）
	上　旬	協会ニュース「増刊号」発行　ＨＰ配信	協会発行（広報部）
	10日（金）	研究部会	ジョイハウス(群馬県館林市）
		第９回常任理事会	
	29日（水）	第１回常任理事会（全体会）、第１回全国理事会	（書面による開催）
	30日（木）	東海支部大会（役員会・総会のみ）：予定	名古屋国際会議場（愛知県名古屋市）
	30日（木）～　31日（金）	第７３回全国大会（愛知大会）＜１年延期＞	名古屋国際会議場（愛知県名古屋市）
	下　旬	第１回全国理事会	（書面による開催）
8	6日（木）～　7日（金）	北海道支部大会＜中止＞	ホテルライフォート札幌(北海道札幌市）
	上　旬	協会ニュース「大会速報」発行　ＨＰ配信＜発行なし＞	
	20日（木）～　21日（金）	全国公立学校事務長会研究協議会並びに総会＜中止＞	リンクステーション青森（青森県青森市）
	25日（火）	研究部会	館林市文化会館(群馬県館林市）
		第１０回常任理事会	
		第２回全国理事会文部科学省　講話依頼	文部科学省（東京都千代田区）
	28日（金）	第１４６回「学校事務」誌編集会議	学事出版（東京都千代田区）
	下　旬	定期総会	（書面による開催）
	下　旬	総務部　功労者表彰状発送	群馬県立前橋東高等学校
9	25日（金）	研究部会	小山台会館（東京都品川区）
		第１回常任理事会	
10	2日（金）	近畿支部大会	和歌山ビッグ愛（和歌山県和歌山市）
	26日（月）～　30日（金）	令和２年度教職員等中央研修第３回事務職員研修	教職員支援機構（茨城県つくば市）
	16日（金）	研究部会	小山台会館（東京都品川区）
		第２回常任理事会	
	15日（木）～　16日（金）	中国支部大会＜１年延期＞	海峡メッセ下関（山口県下関市）
11	上　旬	協会ニュース「第２０５号」発行　ＨＰ配信	協会発行（広報部）
	6日（金）	研究部会	小山台会館（東京都品川区）
		第３回常任理事会	
	未　定	関東支部研究協議会	未定（埼玉県）
	未　定	第１４７回「学校事務」誌編集会議	学事出版（東京都千代田区）
	未　定	令和２年度全国協会要覧発行	協会発行（広報部）
	19日（木）	第３回全国大会(愛知大会)合同打合会	国立オリンピック記念青少年総合センター
	20日（金）	第２回常任理事会（全体会）、第２回全国理事会	国立オリンピック記念青少年総合センター
		事務職員研修会	
12	11日（金）	研究部会	小山台会館（東京都品川区）
		第４回常任理事会	
1	1日（金）	協会ニュース「第２０６号」発行　ＨＰ配信	協会発行（広報部）
	上　旬	第７３回全国大会文部科学省 後援申請依頼	文部科学省へ電子申請
	15日（金）	研究部会	小山台会館（東京都品川区）
		第５回常任理事会	
	未　定	第１４８回「学校事務」誌編集会議	学事出版（東京都千代田区）
	未　定	第１８回学事出版教育文化賞表彰式、新年会	未定（未定）
2	未　定	第４回全国大会(愛知大会)合同打合会	（未定）
3	未　定	協会ニュース増刊号（３月号）発行　ＨＰ配信	協会発行（広報部）
	未　定	第７３回全国大会通知配信　ＨＰ配信	協会配信（広報部）

第５号議案　　令和２年度予算案について

（提案理由）　全国公立高等学校事務職員協会　会則第14条第4項により本案を提出する

令和２年度予算（案）

一般会計

Ⅰ　収入の部

（単位：円）

科　目	今年度予算額	前年度予算額	比較増減	摘要
１ 会費	9,340,000	9,362,500	△ 22,500	高校・中等2,485×＠3,000　特支・定754×＠2,500
２ 助成金	0	250,000	△ 250,000	日本教育公務員弘済会助成金
３ 雑収入	12	9	3	預金利息
４ 繰越金	2,678,395	138,488	2,539,907	2019年度より繰越
５ 借入金	0	1,200,000	△ 1,200,000	
６ 繰入金	0	900,000	△ 900,000	財政基金積立金から繰り入れ
合計	12,018,407	11,850,997	167,410	

Ⅱ　支出の部

（単位：円）

科　目	今年度予算額	前年度予算額	比較増減	摘要
１ 運営費	1,330,000	2,850,000	△ 1,520,000	
１ 事務費	5,000	5,000	0	事務手数料
２ 消耗品費	80,000	60,000	20,000	事務用消耗品等
３ 印刷費	135,000	135,000	0	協会要覧
４ 本部旅費	900,000	2,430,000	△ 1,530,000	常任理事会・全国大会
５ 会議費	200,000	210,000	△ 10,000	総会費・理事会費･常任理事会会場費・会議用消耗品
６ 渉外費	10,000	10,000	0	関係団体諸連絡経費等
２ 事業費	7,210,000	7,795,000	△ 585,000	
１ 広報費	30,000	60,000	△ 30,000	ホームページ維持費
２ 通信連絡費	120,000	85,000	35,000	表彰状・協会要覧・資料等送料他
３ 研究大会費	4,000,000	4,000,000	0	全国大会補助(令和３年度　愛知大会)
４ 研究協議会費	110,000	110,000	0	事務職員研修会事業費
５ 連絡旅費	550,000	830,000	△ 280,000	全国大会開催県打合せ
６ 支部助成費	2,250,000	2,250,000	0	支部助成金＠250,000×9支部
７ 研究助成費	0	250,000	△ 250,000	全国大会研究発表者等助成金他
８ 表彰費	150,000	210,000	△ 60,000	永年勤続・研究発表者表彰状代等
３ 周年行事積立金	0	0	0	
４ 償還金	0	1,200,000	△ 1,200,000	
５ 予備費	3,478,407	5,997	3,472,410	コロナ対策費
合計	12,018,407	11,850,997	167,410	

特別会計（財政基金積立金）

（単位：円）

科　目	前年度末積立金	預金利息	一般会計繰入金	大会補助金	貸付金	償還金	積立合計額
財政基金積立金	9,223,951	69	0	0	0	0	9,224,020

別紙５

令和２年度　全国理事会理事数・総会代議員数一覧表

全国公立高等学校事務職員協会

都道府県市協会			全国理事会	総　会	加盟校数				摘　要
支部	コード	都道府県市	理事数	代議員数	高校・高専 中高一貫	定通校	特別支援	計	
北海道	1	北海道	1	8	211	4	62	277	
東北	2	青森	1	4	52	3	19	74	
	3	秋田	1	4	47	1	9	57	
	4	岩手	1	4	63	1	14	78	
	5	山形	1	4	42	1	12	55	
	6	宮城	1	4	69	6	20	95	
	7	福島			0			0	休会
関東	8	茨城	1	6	91	5	23	119	
	9	栃木			0			0	休会
	10	群馬	1	4	66	2	23	91	
	11	埼玉	1	6	134	5	36	175	
	12	千葉	1	6	127	2	36	165	
	13	東京			178	13	58	249	休止
	14	神奈川			0			0	休会
	15	横浜市			0			0	休会
	16	山梨			0			0	休会
東海	17	静岡	1	6	88	2	23	113	
	18	愛知	1	6	147	3	28	178	
	19	名古屋市	1	2	10	0		10	
	20	岐阜			0			0	休会
	21	三重	1	4	53	3	14	70	
北信越	22	新潟			0			0	休会
	23	富山	1	4	38	4	12	54	
	24	石川	1	4	40	5	9	54	
	25	福井			0			0	休会
	26	長野			0			0	休会
近畿	27	滋賀			0			0	休会
	28	京都府	1	4	46	2	11	59	
	29	京都市	1	2	8	1		9	
	30	奈良	1	2	34	1	10	45	
	31	和歌山	1	2	29	3	11	43	
	32	大阪府			0			0	休会
	33	大阪市	1	2	18	3		21	
	34	兵庫	1	6	127	10	26	163	
	35	神戸市			0			0	休会
中国	36	岡山	1	4	53	8	14	75	
	37	広島県	1	4	62	2	10	74	
	38	広島市	1	2	7	2	1	10	
	39	山口	1	4	49	1	12	62	
	40	鳥取	1	2	22	2	8	32	
	41	島根			0			0	休会
四国	42	香川	1	2	30		8	38	
	43	徳島	1	2	28	1	8	37	
	44	高知	1	2	31	2	7	40	
	45	愛媛	1	4	49		7	56	
九州	46	福岡	1	6	97	2	20	119	
	47	大分	1	4	39	1	14	54	
	48	佐賀	1	2	33		8	41	
	49	長崎	1	4	55	2	13	70	
	50	熊本	1	4	49		19	68	
	51	宮崎	1	4	36	2	12	50	
	52	鹿児島	1	4	68		16	84	
	53	沖縄	1	4	59	1	15	75	
合		計	39	152	2485	106	648	3239	

＊代議員定数は各都道府県市協会の加盟校数による。５０校未満は２名，５０校以上１００校未満は４名
１００校以上２００校未満は６名、２００校以上は８名とする。

資　料

資料１　全国公立高等学校事務職員研究大会
分科会テーマ及び開催支部

資料２　全国公立高等学校事務職員協会関係規程

資料１　全国公立高等学校事務職員研究大会分科会テーマ及び開催支部

全国研究大会分科会テーマ

第１分科会	「学校組織マネジメント」 　～学校経営への参画～ ①情報発信と情報セキュリティ等に関すること ②事務の共同化と学校経営等に関すること ③危機管理等に関すること ④その他、長期的視野に基づく調査・研究に関すること
第２分科会	「業務の改善と効率化」 　～実践と提案～ ①情報処理能力の向上に関すること ②職場における創意工夫等に関すること ③教育環境整備と予算等に関すること ④その他、実践的事務処理の調査・研究に関すること
第３分科会	「今日的課題への提言」 　～多様な視点からの学校づくりを考える～ ①自由な主張と創造的な提言等に関すること ②仕事と健康等に関すること ③問題発見・解決能力の育成等に関すること ④特別支援教育の課題等に関すること ⑤その他、第１・第２分科会以外の調査・研究に関すること

全国研究大会開催支部

年度	回数	開催支部名	年度	回数	開催支部名
29	70	北信越	5	75	東北
30	71	中国	6	76	九州
31	72	近畿	7	77	北海道
2	延期		8	78	四国
3	73	東海	9	79	北信越
4	74	関東			

資料２　全国公立高等学校事務職員協会関係規程

全国公立高等学校事務職員協会会則

昭和３１年８月２日　決議
昭和３１年８月２日　施行

第　１　章　　総　　則

（名　称）
第　１　条　　本会は、全国公立高等学校事務職員協会（以下「本会」という。）と称する。
（目　的）
第　２　条　　本会は、会員相互の緊密な連携のもとに、学校経営と事務管理の研究並びに会員の資質向上を図り、もって学校教育効果の進展に寄与することを目的とする。
（事　業）
第　３　条　　本会は、前条の目的を達成するために、次の事業を行う。
① 学校経営と事務管理に関する研究
② 会員の教養と資質向上に関する事業
③ 研究大会の開催
④ その他本会の目的達成に必要な事業
（事務所）
第　４　条　　本会の事務所は、会長在任校に置く。

第　２　章　　組　　織

（会　員）
第　５　条　　本会の会員は、全国公立の高等学校、中等教育学校、高等専門学校、特別支援学校に勤務する事務職員並びに事務に従事するその他の職員をもって構成する。
（運　営）
第　６　条　　本会の運営は、本会則によるほか別に定める規則による。
（支部及び都道府県市協会）
第　７　条　　本会は別表のとおり地方に支部及び都道府県市に都道府県市協会を置き、それぞれに支部長、協会長を置く。
２　支部及び都道府県市協会は、支部規則又は都道府県市協会規則を定め、改廃した時は、会長に報告する。

第　３　章　　役員、顧問及び相談役

（役　員）
第　８　条　　本会に次の役員を置く。
会　長　　副会長　１２名以内　　会　計　１名
監　事　２名　　常任理事　３０名以内

（役員の任務）

第　9　条　　役員の任務は次のとおりとする。

① 会長は、会務を総理し、機関を招集し、本会を代表する。

② 副会長は、会長を補佐し、会長事故あるときはこれを代わる。

③ 会計は、本会の会計を掌る。

④ 監事は、本会の事業及び会計を監査する。

⑤ 常任理事は、本会の会務を分掌処理する。

（役員選出）

第　10　条　　本会の会長・副会長及び監事は、総会において選出する。

2　会計及び常任理事は会長が指名する。

3　全国大会開催地実行（準備）委員長は総会の承認により本会の副会長を兼ねる。

4　第７条に定める支部長は総会の承認により本会の副会長を兼ねる。

（役員の任期）

第　11　条　　本会の役員の任期は、１年とする。ただし、再任を妨げない。

（顧問及び相談役）

第　12　条　　本会に顧問及び相談役を置くことができる。

2　顧問は、会長が全国理事会の承認を経て前会長を委嘱する。

3　相談役は、会長が会長経験者を委嘱する。

4　顧問及び相談役は、会長の諮問に応ずる。

第　4　章　　機　　関

（議決機関）

第　13　条　　本会に次の機関を置く。

①　総　　会　　②　全国理事会

2　総会、全国理事会は定数の過半数により成立し、その議決は出席者の過半数による。可否同数のときは、議長の決するところによる。

（総　会）

第　14　条　　総会は本会の最高議決機関で代議員をもって構成する。

2　代議員は、各都道府県市協会から選出された者をもって充て，代議員定数は、各都道府県市協会の加盟校数による。５０校未満は２名、５０校以上１００校未満は４名、１００校以上２００校未満は６名、２００校以上は８名とする。

3　総会は、毎年１回開催する。ただし、全国理事会の要求があったとき、もしくは会長が必要と認めたときは臨時に開くことができる。

4　総会の議決事項は、次のとおりとする。

①　会則の改廃　　②　事業計画の審議及び事業報告の承認

③　予算の審議及び決算の承認　　④　役員の選任と承認　　⑤　その他重要事項

（全国理事会）

第　15　条　　全国理事会は、総会に次ぐ議決機関で、都道府県市協会長で構成する。

2　全国理事会は、毎年２回以上開催し、次の事項を審議する。

①　総会に付託する議案の審議　　②　本会則施行のため必要な諸規則の制定、改廃

③　役員候補者の受理　　④　その他必要な事項

（執行機関）

第　16　条　　本会に次の執行機関を置く。
　　　　　　　①　常任理事会

（常任理事会）
第　17　条　　常任理事会は、会長・副会長・会計・監事及び常任理事をもって構成する。
　　　２　　　常任理事会の運営に関しては、別に定める。

第　5　章　　研究大会

（研究大会）
第　18　条　　研究大会は、毎年１回以上全国及び地方ごとに開くものとし、全国研究大会は、総会と同一時期に、同一会場で開くものとする。
　　　２　　　研究大会の出席者は、参加費及び資料費を納入するものとする。

（研究発表）
第　19　条　　本会の会員は、研究大会において発表し、その討議に加わるものとする。

第　6　章　　会　　計

（収入及び経費）
第　20　条　　本会の経費は、会費・補助金・その他の収入をもって充てる。
　　　２　　　会費は、高等学校、中等教育学校、高等専門学校は１校当たり年額３，０００円、定時制単独校、通信制単独校、定時制･通信制併置校、特別支援学校は１校当たり年額２，５００円とする。ただし、事業推進のため必要あるときは、全国理事会の議決により、臨時に会費を徴収することができる。

（会計年度）
第　21　条　　本会の会計年度は、４月１日に始まり翌年３月３１日に終わる。
ただし、総会において予算案が承認されるまでの間は、例年執行される経常的な収支については、常任理事会で審議の上、会長の決定において処理できるものとする。

第　7　章　　連合組織

（連合組織）
第　22　条　　本会は、全国公立小中学校事務職員研究会と連合して、全国公立学校事務職員連合協議会を構成する。

第　8　章　　その他

（褒　賞）
第　23　条　　本会は、別に定める方法により特に功労のあった者を褒賞することができる。

附　則　　（昭和３１．８．３改正）
　　この会則は、昭和３１年８月３日から施行する。ただし、第２１条については昭和３１年に限り昭和３１年８月１日から昭和３２年６月３０日までとする。

附　則　　（昭和４４．７．３１改正）　この会則は、昭和４３年８月３日から施行する。

附　則　　（昭和４４．７．３０改正）　この会則は、昭和４４年７月３０日から施行する。

附　則　　（昭和４７．７．２６改正）　この会則は、昭和４８年８月１日から施行する。

附　則　　（昭和４８．８．１改正）　　この会則は、昭和４９年７月１日から施行する。
附　則　　（昭和５０．７．２９改正）　この会則は、昭和５１年７月１日から施行する。
附　則　　（昭和５２．１０．２６改正）この会則は、昭和５３年７月１日から施行する。
附　則　　（昭和５６．７．２９改正）　この会則は、昭和５６年７月２９日から施行する。
附　則　　（平成４．１１．３０改正）　この会則は、平成５年７月２８日から施行する。
附　則　　（平成６．７．２７改正）　　この会則は、平成７年７月１日から施行する。
附　則　　（平成９．７．３０改正）　　この会則は、平成１０年７月１日から施行する。
附　則　　（平成１２．８．２改正）　　この会則は、平成１３年４月１日から施行する。
附　則　　（平成１５．８．８改正）　　この会則は、平成１６年４月１日から施行する。
附　則　　（平成１７．７．２７改正）　この会則は、平成１８年４月１日から施行する。
附　則　　（平成１９．７．２５改正）　この会則は、平成１９年７月２５日から施行する。
附　則　　（平成２３．７．２８改正）
この会則は、平成２３年７月２８日から施行し、平成２３年４月１日から適用する。
附　則　　（平成２４．７．２６改正）
この会則は、平成２４年７月２６日から施行し、平成２４年４月１日から適用する。

（別　表）

支部名	都　道　府　県　市　協　会	協会数
北海道	北海道	1
東　北	青森、秋田、岩手、山形、宮城、福島	6
関　東	茨城、群馬、栃木、埼玉、千葉、東京、神奈川、山梨、横浜市	9
東　海	静岡、愛知、岐阜、三重、名古屋市	5
北信越	新潟、富山、石川、福井、長野	5
近　畿	滋賀、京都府、奈良、和歌山、大阪府、兵庫、京都市、大阪市、神戸市	9
中　国	岡山、広島、山口、鳥取、島根 、広島市	6
四　国	香川、徳島、高知、愛媛	4
九　州	福岡、大分、佐賀、長崎、熊本、宮崎、鹿児島、沖縄	8
合　計		５３

細　　　　則

平成９年７月３０日　制定

（趣　旨）

第　１　条　　この細則は、全国公立高等学校事務職員協会会則第１７条に規定する常任理事会を運営するため、組織その他必要な事項について定める。

（組　織）

第　２　条　　前条の趣旨を達成するため、常任理事会に次の部を設ける。

総務部　　会計部　　研究部　　広報部

（各部の分掌）

第　３　条　　各部の分掌事務は次のとおりとする。

総務部　①　庶務、企画運営、渉外連絡調整に関すること。
　　　　②　学校事務誌の協会だよりに関すること。
　　　　③　その他各部に属さないこと。

会計部　①　予算、決算に関すること。
　　　　②　出納に関すること。
　　　　③　本会の財産を管理すること。

研究部　①　学校経営管理事務の研究に関すること。
　　　　②　全国研究大会研究発表（指導助言等）に関すること。
　　　　③　研修に関すること。
　　　　④　研究文献等資料の保存に関すること。

広報部　①　協会ニュースの発行に関すること。
　　　　②　調査に関すること。
　　　　③　情報の収集、分析に関すること。
　　　　④　協会ホームページに関すること。

２　各部には部長、副部長、部員若干名を置き、それぞれ会長が指名する。

（専門委員会）

第　４　条　　常任理事会に、専門委員会（以下「委員会」という。）を設けることができる。

２　委員会は、会長の諮問事項について、調査研究しその結果を報告する。

３　委員は、会員の中から会長が委嘱する。

４　委員会には、委員長・副委員長を置き、委員の互選によりこれを選出する。

（活動日程）

第　５　条　　全体会は全国理事会の前に開催する。

２　定例会は、毎月１回程度開催する。当分の間は関東地区の役員（会長・副会長（総務・会計担当、研究・広報担当）及び常任理事）により運営する。ただし、重要な案件がある場合には全国の役員を招集し、または稟議し決定する。

附　則　　平成１４年１１月２７日　第２回全国理事会決定　第５条追加

附　則　（平成２４．７．２６改正）

この細則は、平成２４年７月２６日から施行し、平成２４年４月１日から適用する。

全国公立高等学校事務職員協会議事規則

昭和３１年８月５日　　決議
昭和３１年８月５日　　施行

第　1　条　　本会の総会の議事については、この規則に定めるところによる。
総会以外の機関についても、この規則を準用するものとする。

第　2　条　　総会に次の機関を置く。
議　長　団　　運営委員会　　審査委員会

第　3　条　　議長団は、議長３名を以て構成し、この規則に定める議長の職権を行使する。

第　4　条　　運営委員会は、委員９名を以て構成し、その構成員の互選により委員長を置く。運営委員は委員の合議により、次の職務を行う。
１　議事の円滑な運営を図る
２　議場の管理
３　議事内容の公表
４　その他総会の議決によって付託された事項

第　5　条　　審査委員会は委員６名を以て構成し、その構成員の互選により委員長を置く。
審査委員は委員の合議により、次の職務を行う。
１　出席代議員の資格審査
２　会議及び議案の成否の審査
３　選挙、採決その他の投票の管理審査
４　その他総会の議決によって付託された事項

第　6　条　　総会の機関の選出、構成は、一切の行事に先行するものとし、その構成員は、各支部により２名を選出してこれにあてる。
前項により選出された構成員の各機関への配慮は、構成員の互選によって決める。

第　7　条　　総会は、代議員の定数の過半数の出席によって成立する。ただし、委任状を提出した代議員は、出席したものとみなす。

第　8　条　　審査委員会は、出席代議員（以下委任状を提出した代議員を含む）の出席数が定数の過半数に達したときは、審査委員長は、総会の成立を宣言する。

第　9　条　　総会の開会、休憩または閉会は議長が宣言する。

第　10　条　　議長が開会を宣言したときは、一切の議事に先行して、運営委員長が議事日程を付議しなければならない。
運営委員会が必要あると認めたときは、議事日程を変更または追加することができる。
代議員から議事日程の変更または追加の動議が提出されたときは、討議を用いないで、運営委員会にはかり、その決するところによって付議する。

第　11　条　　代議員は、協会または、支部が議案、決議案、宣言案、意見書などを提出しようとする時は、その案を添えて運営委員会に提出しなければならない。

第　12　条　　動議は２名以上の賛成者がなければ議題とすることはできない。
動議を議題とするときは、議長は、運営委員会にはかり、議事の順序を決めなければならない。
次の動議は、先決動議とし、進行中の議事を中断して、討議採決しなければならない。

1　休憩
2　討論の省略または打切
3　発言時間の制限

第 13 条　議長は、必要があると認めたときは、数件を一括議題とし、または一議案を分割して議題とすることができる。

第 14 条　議題は、まず提出者の説明を聞き、代議員の質疑の後討論に付し、その集結後採決する。
議長は、必要があると認めたときは、全国理事会における討論の経過及び結果を報告させることができる。

第 15 条　議題になった議案を撤回し、または訂正するには、総会の承認を必要とする。ただし、印刷の誤りによる字句の訂正は、その限りではない。

第 16 条　総会は、修正動議により生じた条項、字句、及び数字の処理を、議長に委任することができる。

第 17 条　代議員が発言しようとするときは、挙手して議長を呼び、議長の指示を持って、所属都道府県市名、学校名、氏名を告げてから発言しなければならない。

第 18 条　議長が代議員として発言しようとするときは、議席につき、発言を終わった後、議長席に復さなければならない。ただし、討議をしたときは、その議題の採決が終わるまでは、議長席に復することはできない。

第 19 条　採決は、出席代議員の過半数による。
議長は、採決しようとするときは、その旨宣言し、挙手により可否を決する。
議長が可否の挙手の多少を認定し難いとき、出席代議員１０名以上から要求があったとき、または前項の議長の宣言に対し、出席代議員１０名以上から異議の申し立てがあったときは、議長の無記名投票により可否を決しなければならない。議決に条件を付けることはできない。

第 20 条　採決の順序は、修正案を先とし、原案を後とする。
修正案が２以上あるときは、その採決の順序は議長が決める。

第 21 条　可決された議案は、同一年度中は再び提出することはできない。

第 22 条　議長は、開催地、都道府県市において、次の事項を記載した会議録をとりまとめ、閉会後５０日以内に本部に提出しなければならない。
1　開会、閉会に関する事項及び年月日時
2　出席代議員氏名（学校名、都道府県市）
3　議事日程
4　議長団、運営委員会、審査委員会の構成員氏名
5　会場の内容及び顛末
6　その他必要事項

第 23 条　この規則の疑義は、運営委員会が決める。

附　則（昭和３１．８．５）
この規則は昭和３１年８月１日から施行する。
附　則（昭和４３．７．３１）
この規則は昭和４３年８月３日から施行する。
附　則（平成２４．７．２６改正）
この規則は、平成２４年７月２６日から施行し、平成２４年４月１日から適用する。

全国公立高等学校事務職員功労者表彰に関する内規

（趣　旨）

第　１　条　　この内規は、全国公立高等学校事務職員協会会則第２３条の規定により、特に功労のあった者を褒賞するために必要な事項について定める。

（推　薦）

第　２　条　　本会は都道府県市協会の推薦に基づき全国理事会の議決によって本会の会員の功労者を表彰することができる。

（基　準）

第　３　条　　被表彰者は本会の会員で次の各号の１に該当することを要する。ただし、別に定めのある場合は、これを適用することができる。

１　公立学校事務職員として在職３０年以上で勤務成績良好なる者。

２　本会役員として功労顕著なる者。

３　その他学校事務に関し、特別な研究をし、若しくは研究活動を推進して功労顕著なる者。

（表　彰）

第　４　条　　前条各号該当者には感謝状を贈呈するものとする。

２　その他の表彰については常任理事会で検討する。

（改　正）

第　５　条　　本内規の改正は全国理事会の議決による。

附則　　昭和４５年１１月　９日　　一部改正
附則　　昭和５７年　７月２８日　　一部改正
附則　　昭和５８年１１月　８日　　一部改正
附則　　平成　９年　７月３０日　　一部改正
附則　　平成１３年１１月２８日　　一部改正
附則　（平成２４．７．２６改正）

この内規は、平成２４年7月２６日から施行し、平成２４年４月１日から適用する。

功労者表彰に関する全国理事会の申し合わせ事項

① 表彰内規第３条第１号の在職３０年とは、大会開催の月末までの年数とする。ただし、大会開催の年度末をもって退職予定の者で、退職予定時に在職３０年となる者は、表彰内規第３条第１号に該当する者である。

② 表彰内規第３条第１号の在職年数は、１５年を限度として知事部局等で事務に従事した（国の機関等から引き続いて切り替えられた期間を含む）在職年数を通算することができる。ただし、公立小・中学校在職期間は公立学校事務職員期間に含めるものとする。

③ 事務系以外の職名（実習助手、用務（業務）員等）で事務に従事した期間については、現在の所属長の証明書（様式任意）を提出する。

④ 表彰内規第３条第２号の「本会役員として功労顕著なる者」とは、本会役員１０年、支部長若しくは都道府県市協会長として２年以上の経験者が退任するときを指し、これを表彰する。

⑤ 全国大会研究発表者のうち、最優秀と認められるものについては、表彰内規第３条第３号を適用することができる。

なお、最優秀に準ずるもので、研究努力著しいと認められるものは、これを表彰することができる。

⑥ 表彰内規第３条第３号のうち、「若しくは研究活動を推進して功績顕著なる者」とは、長年にわたり研究組織の拡大・研究発表の助長など事務改善に実績のある者で、当該全国大会開催年度中に退職予定の者、または退職後１年以内の者とする。

⑦ 以上の表彰の方法は、全国大会で行う。

なお、被表彰者の全国大会出席が困難な場合は、本部より各都道府県市協会長へ欠席者分の賞状等を送付することができる。ただし、予め欠席者の連絡が必要である。

昭和５５年１１月１３日　一部改正
昭和５６年１１月１７日　一部改正
昭和５７年　７月２８日　一部改正
昭和６１年１１月１８日　一部改正
平成　３年１１月　６日　一部改正　③⑥
平成　４年１１月３０日　一部改正　②
平成　９年　７月３０日　一部改正　③
平成１３年１１月２８日　一部改正　②
平成１４年１１月２７日　一部改正　⑥
平成２０年１０月１０日　一部改正　①②⑦
平成２４年　７月２６日　一部改正　②

付　記　②の「在職年数」は休職期間を除きます。

全国公立高等学校事務職員協会ホームページ管理規程

（目　的）

第　１　条　　全国公立高等学校事務職員協会（以下「本会」という。）会則第２条の目的を達成するため、本会にホームページ（以下「ホームページ」という。）を設置し、管理規程を定め、運用を図ることとする。

第　２　条　　この管理規程は、本会会則第３条第１項各号の事業を補完するため、ホームページに係る作成及び運用について必要な事項を定めたものである。

（趣　旨）

第　３　条　　本会の活動内容を広くかつ迅速に情報発信するとともに、会員への情報提供及び会員相互の情報交換の場として、ホームページを活用するものとする。

（管理者）

第　４　条　　ホームページの管理者は、本会会長とする。

第　５　条　　管理者は、ホームページの作成及び運用に関する管理を行う。

（運用責任者）

第　６　条　　管理者は、運用責任者を置き、ホームページに係る作成及び運用の取り扱いを委任する。

第　７　条　　運用責任者は、全国協会広報部長とし、ホームページに係る作成及び運用に関する調整を行う。作成及び運用に係る業務は、本会広報部が行う。

第　８　条　　前条の規定に関わらず、重要な改廃の場合、作成及び運用に関する調整は会長が行う。

（運用業務）

第　９　条　　本会広報部は、ホームページの作成及び運用業務に関する次の各号を行う。

（１）Ｗｅｂページの作成及び修正

（２）Ｗｅｂプログラムの作成及び修正

（３）掲示板の設置及び修正

（４）ホームページ用サーバのレンタル契約

（５）その他

（個人情報の保護等）

第　10　条　　ホームページの作成に当たっては、個人情報の保護に関する法律に基づき、個人情報等のプライバシー保護について十分に配慮するものとする。

２　ホームページ上に本会会員並びに個人の写真・絵画・文章等を掲載する場合には、該当者の許諾を得るものとする。

３　個人の住所、氏名、電話番号、生年月日等の個人情報は、原則として公開しない。必要がある場合は、本人の同意の上、最小限度の情報とする。

４　著作権を有する著作物をホームページ上に公開する場合、知的所有者の許諾を受ける。

（リンクの設定）

第　11　条　　ホームページと他のホームページを相互にリンクする場合、本会の目的を十分に配慮した上で設定する。

（禁止事項）

第　12　条　　次の各号に関することは、ホームページ上に掲載することを禁止する。

（１）公序良俗に反する内容

（２）特定の個人や団体を誹謗・中傷・批判する内容

（３）著作権を侵害する内容

（４）営利を目的とした内容

（５）その他、管理者が掲載するにふさわしくないと判断したもの

２　前項第１号から第５号に関する内容を発見した場合、管理者は速やかに削除を行うことができる。

（ホームページの安全管理）

第　13　条　ホームページのセキュリティ対策を充分に行い、外部から不正に進入及び改ざん等の攻撃を受けた場合は、次の各号により迅速かつ適切な対応を行う。

（１）不正進入及び改ざん等の有無を確認するため、広報部において１日に最低１回程度はホームページを確認する。

（２）不正進入及び改ざん等を発見した場合、広報部は、速やかに運用責任者に報告を行い、運用責任者は、管理者に報告し指示を受ける。

（３）管理者は、不正進入及び改ざん等の攻撃を受けた場合は、ホームページのサービスを停止する等の対策を講じる。

（４）管理者は、不正進入及び改ざん等の対策が終了した後は、速やかにホームページを再開するものとする。

（その他）

第　14　条　本規程に定めない事項については、その都度必要に応じ、常任理事会で協議のうえ定めるものとする。

附　則

平成１１年１月１１日から施行し、適用する。

平成２１年７月１７日一部改正。

附　則　（平成２４．７．２６改正）

この規程は、平成２４年７月２６日から施行し、平成２４年４月１日から適用する。

全国公立高等学校事務職員協会研修要綱

（趣旨）

第１条　この要綱は、全国公立高等学校事務職員協会（以下「本会」という。）が会則第３条第１項第２号の規定に基づき行う研修について、必要な事項を定めるものとする。

（研修内容）

第２条　学校の組織運営の一翼を担う事務職員として必要な専門的知識・技能等を育成するため、次の各号に掲げる事項の中から法律等の改正や社会情勢などを勘案したテーマを選定のうえ実施する。

（１）意識改革と資質の向上

（２）効率的，効果的な業務遂行能力の向上

（３）豊かな創造力の開発と政策形成能力の向上

（４）働きやすい職場環境づくりや人材育成など業務管理能力の向上

（５）心の健康の保持増進

（６）学校における今日的課題

（対象者）

第３条　会則第５条に規定する会員で、研修実施年度の４月１日現在、勤務年数が１０年以上（うち学校事務職員としての経験が２年以上）の者とする。

（研修の計画）

第４条　協会会長（以下「会長」という。）は、別に研修実施計画を定め、各都道府県市協会長に通知する。

（その他）

第５条　この要綱に定めのない事項は、会長が別に定める。

附　則　この要綱は、平成２３年７月２７日から施行する。

附　則　（平成２４．７．２６改正）

この要綱は、平成２４年７月２６日から施行し、平成２４年４月１日から適用する。